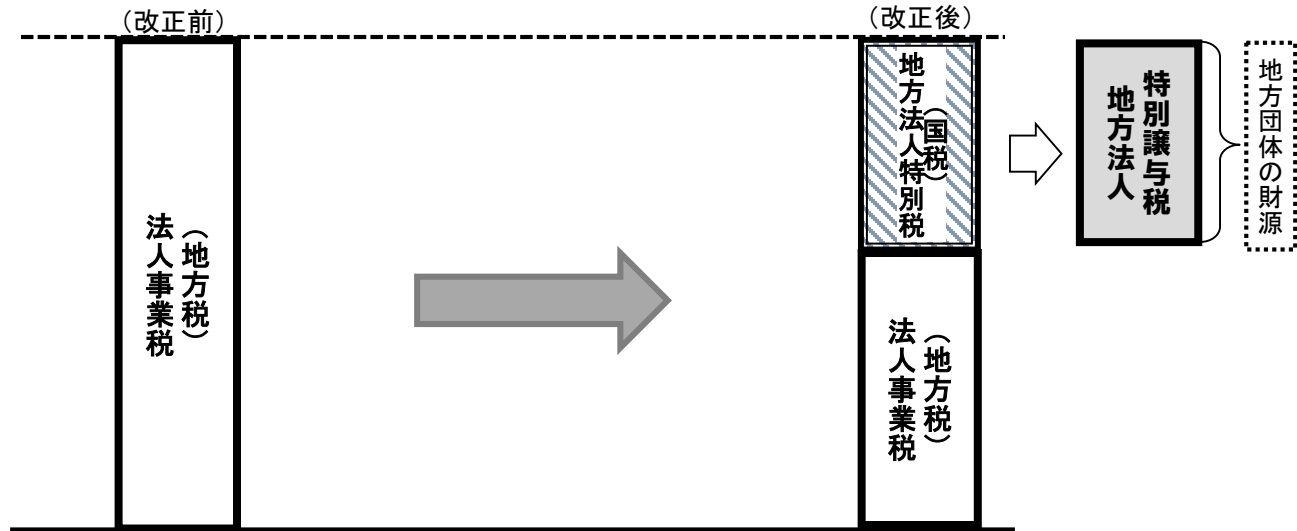


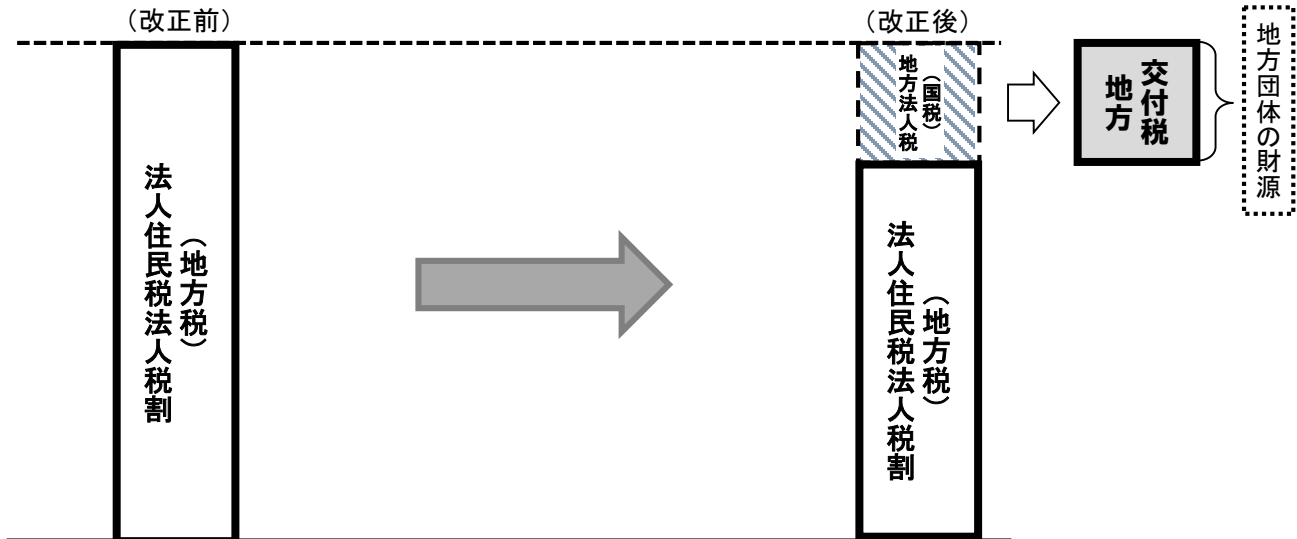
地方譲与税と地方交付税

近年において採られた偏在是正の手法

譲与税化の手法



交付税原資化の手法



地方譲与税の性格

『租税法』(金子宏著、平成29年発行 第22版)(抄)

第1編 租税法序説

第1章 租税の意義

第2節 租税の意義と種類

2 租税の種類

* 地方交付税と地方譲与税

地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもので、税の名称がつけられているが、本来の意味の租税ではない。現在は、地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税・航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税の6種がある。

「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究報告書」(平成7年3月 財団法人自治総合センター)(抄)

第一部 地方譲与税について

第一節 地方譲与税の性格、沿革、現状

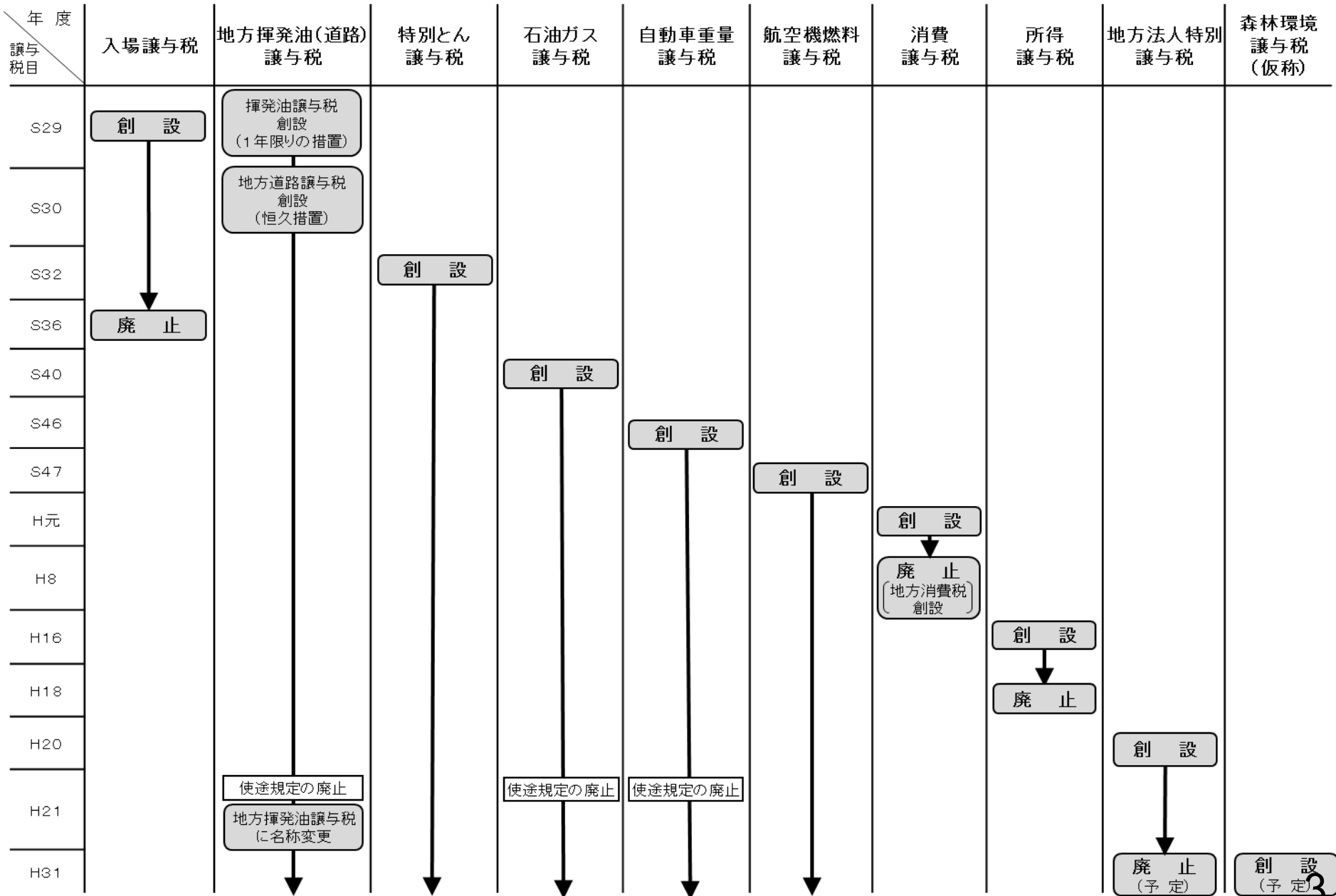
1 地方譲与税制度とは

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行制度としては、消費譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税の6種類があり、大別して次の二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである。つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税はすべてこのパターンに属するが、この種の地方譲与税には、他の国税とともに徴収して譲与されるものと、同一の国税の中から地方分として譲与されるものがある。地方道路譲与税は前者であり、消費譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税は後者である。

地方譲与税の沿革



地方譲与税の概要

譲与税目	地方揮発油譲与税 (平成20年度までは地方道路譲与税)	特別とん譲与税	石油ガス譲与税	自動車重量譲与税
創設	昭和30年度 〔昭和29年度に1年限りの措置として 揮発油譲与税が創設〕	昭和32年度	昭和40年度	昭和46年度
趣旨・目的	<p><地方道路譲与税(道路特定財源)であった時期> 都道府県及び市町村(特別区を含む)の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><地方揮発油譲与税(使途規定の廃止後)> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	外航船舶に対する固定資産税見合いの財源の確保(固定資産税が課される内国船との税負担の均衡)	<p><道路特定財源であった時期> 都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>	<p><道路特定財源であった時期> 市町村の道路に関する費用に充てるための財源の確保</p> <p><使途規定の廃止後> 道路等の行政サービスの供給にかかる財源の確保</p>
税収(譲与総額)	地方揮発油税収入額の 全額	特別とん税収入額の 全額	石油ガス税収入額の 1/2	自動車重量税収入額の 1/3 (当分の間407/1000)
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量 揮発油に係る税 53,800円/kl 〔揮発油税 48,600円/kl 地方揮発油税 5,200円/kl〕	開港へ入港する外国貿易船の純トン数 入港ごとに納付する場合 20円/トン 開港ごとに1年分一時納付する場合 60円/トン	石油ガス充てん場からの移出又は保税地域からの引取重量 17.50円/kg	自動車検査証を受ける車、車両番号の指定を受ける軽自動車 例) 乗用自動車 家用 (3年) 12,300円/自重0.5トン
譲与団体	都道府県・市町村(特別区を含む)	開港所在市町村(都を含む)	都道府県・指定市	市町村(特別区を含む)
譲与基準	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり>	開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額	都道府県道等の延長 都道府県道等の面積 <補正あり>	市町村道の延長 市町村道の面積 <補正あり>
使途	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)	条件・制限無し (平成20年度までは道路に関する費用)
徴収主体	国	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
平成29年度譲与実績額	2,584億円	124億円	84億円	2,660億円
平成30年度地財計画額	2,514億円	125億円	80億円	2,675億円

譲与税目	航空機燃料譲与税	地方法人特別譲与税	森林環境譲与税(仮称)
創設	昭和47年度	平成20年度	平成31年度(予定)
趣旨・目的	航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備等空港対策に関する財源の確保	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施	森林整備等に必要な地方財源の安定的な確保
税収(譲与総額)	航空機燃料税収入額の 2/13 (平成31年度まで2/9)	地方法人特別税収入額の 全額	森林環境税(仮称)収入額の 全額 (一部は、借入金の償還金及び利子の支払等に充当)
課税標準 及び税率	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量 26,000円/kℓ (平成23~31年度の間、26,000円/kℓ→18,000円/kℓ)	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 414.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2% 基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%	国内に住所を有する個人 年額1,000円/人 (平成36年度から課税開始)
譲与団体	空港関係都道府県・空港関係市町村 (特別区を含む)	都道府県	都道府県・市町村(特別区を含む)
譲与基準	着陸料収入額、騒音世帯数 <補正あり>	人口、従業者数	私有林人工林面積、林業就業者数、人口 <補正あり>
使途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用	条件・制限無し	森林整備及びその促進に関する費用 市町村の支援等に関する費用
徴収主体	国	都道府県	市町村(特別区を含む)
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み	地方団体から交付税・譲与税特会へ払込み
平成29年度 譲与実績額	149億円	18,452億円	約600億円 (平成45年度以降平年度ベース)
平成30年度 平地財計画額	149億円	20,211億円	—

過去に存在していた地方譲与税の概要

譲与税目	入場譲与税	消費譲与税	所得譲与税
時期	昭和29年度～昭和36年度	平成元年度～平成8年度	平成16年度～平成18年度
趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
税収（譲与総額）	入場税収入額の全額 （昭和29・30年度は9/10）	消費税収入額の1/5に相当する額	所得税収入額のうち 所得譲与税法に定められた額
課税標準及び税率等	入場料金 例）第一種の場所（映画館等）への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格 3%	総所得金額、退職所得金額 及び山林所得金額 10%～37% （平成18年度分）
譲与団体	都道府県	都道府県・市町村（特別区を含む）	都道府県・市町村（特別区を含む）
譲与基準	人口	人口、従業者数 ＜補正あり＞	平成16年度、17年度 ・人口 平成18年度 ・税源移譲見込額、 ・前年度の税源移譲予定特例交付金額、 ・人口
使途	条件・制限無し	条件・制限無し	条件・制限無し
徴収主体	国	国	国
交付税・譲与税特会への収入の流れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ	国税収納金整理資金を経由し、一般会計を通さず、交付税・譲与税特会へ組入れ
譲与額	昭和36年度 195億円	平成8年度 14,133億円	平成16年度 4,249億円 平成17年度 11,159億円 平成18年度 30,094億円

入場譲与税の概要

1 趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化
2 時期	昭和29年度～昭和36年度
3 譲与総額	入場税収入額の全額(昭和29・30年度は9/10)
4 譲与団体	都道府県
5 譲与基準	人口 (注) 地方交付税の財源超過団体は、入場譲与税の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2(昭和32年度は100分の26、昭和33～36年度は100分の24))を制限する制度あり。
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	195億円(昭和36年度実績)

(参考) 入場税の概要

1 課税範囲	映画館、競馬場等への入場
2 納税義務者	興行場等の経営者又は主催者
3 課税標準	入場料金
4 税率	入場場所及び入場料金により異なる (例：第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)
5 税収	190億円(昭和36年度決算額)

消費譲与税の概要

1 趣旨・目的	地方団体の財源の安定的な確保 消費税と地方の個別間接税との調整に伴う減収額の補てん
2 時期	平成元年度～平成8年度
3 譲与総額	消費税収入額の1/5に相当する額
4 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区含む）
5 譲与基準	<p>都道府県：譲与額の6/11 人口 1/4 従業者数 3/4</p> <p>市町村（特別区含む）：譲与額の5/11 人口 1/2 従業者数 1/2</p> <p>(注) 都道府県分の譲与基準のうち従業者数について、消費の態様等による補正あり。</p>
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	14, 133億円(平成8年度実績)

(参考) 消費税の概要(当時)

1 課税の対象	国内取引：国内において事業者が行う資産の譲渡等 輸入取引：輸入貨物
2 納税義務者	国内取引：事業者 輸入取引：輸入者
3 課税標準	国内取引：課税資産の譲渡等の対価の額 輸入取引：輸入の際の引取価格
4 税率	3%
5 税収	75, 709億円(平成8年度決算額)

地方法人特別税・譲与税の概要

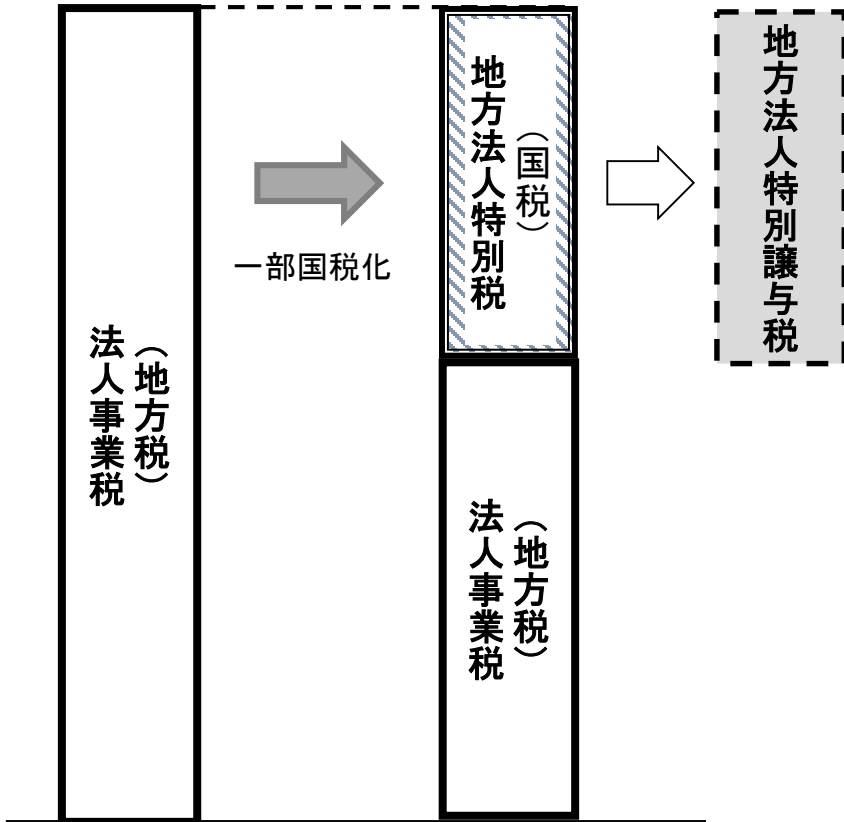
○地方法人特別税

趣旨・目的	税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、偏在是正を実施
課税主体	国 ※都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収(法定受託事務)
納税義務者	法人(法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者)
課税客体	法人の基準法人所得割額及び基準法人収入割額
課税方式	申告納付 法人事業税の申告の例により、法人事業税の申告と併せて申告納付。 都道府県は、地方法人特別税として納付された額を国に払い込む。
課税標準及び税率	外形標準課税対象法人 : 基準法人所得割額(法人事業税所得割の額)、414.2% 外形標準課税対象外法人: 基準法人所得割額、43.2% 収入金額課税対象法人 : 基準法人収入割額(法人事業税収入割の額)、43.2%

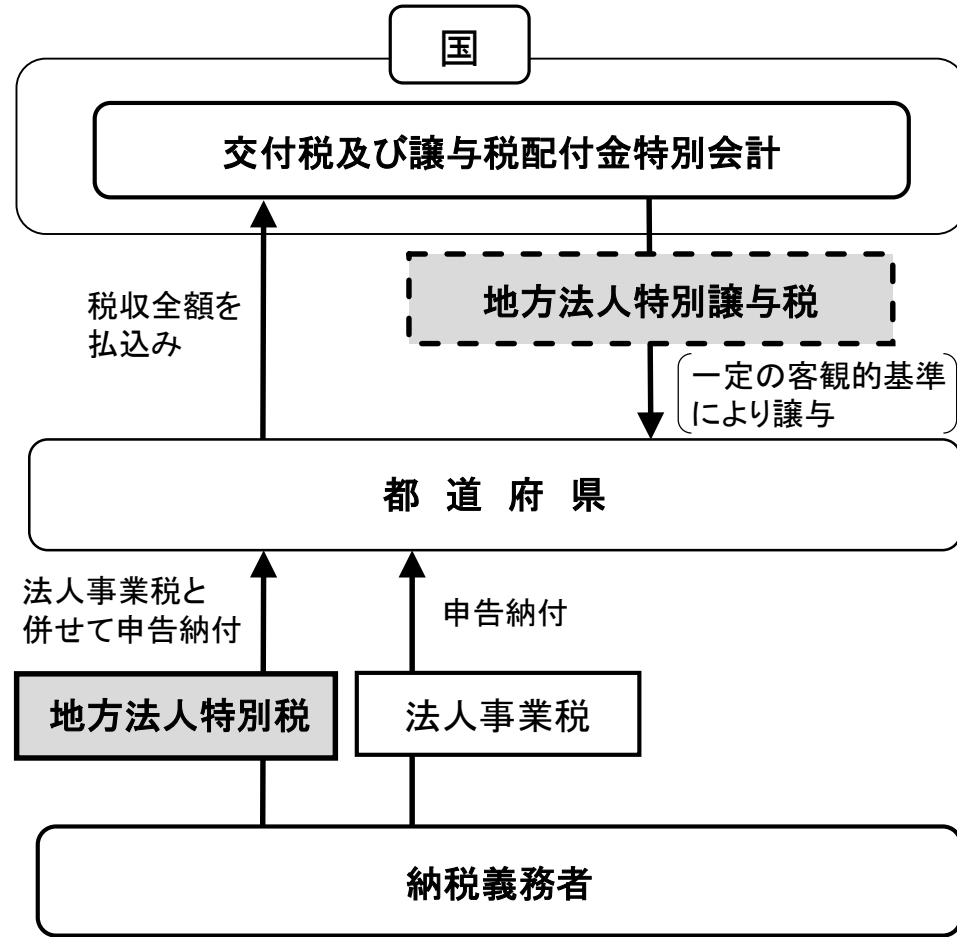
○地方法人特別譲与税

譲与総額	地方法人特別税収入額の全額
譲与団体	都道府県
譲与基準	1/2: 直近の国勢調査における人口 1/2: 直近の経済センサス基礎調査における従業者数
用途	条件・制限無し
譲与時期	5・8・11・2月

<地方法人課税の譲与税化>



<申告納付・払込み・譲与の流れ>



譲与税の地方の実質的税源としての位置付け

衆議院総務委員会 平成20年2月22日 増田総務大臣答弁

まず、今回の地方法人特別税でございますが、形式上は、形の上では国税という形をとっております。

問題は、なぜこういう形で偏在是正をしなければいけないのかということにかかっておりまして、応益性というのが地方税の大原則であるわけございまして、それぞれから取る税で何かサービスを提供する、この関係ですね、応益性という関係があるわけございまして、その関係をずっと突き詰めていきますと、どうしても税の偏在というものがますます大きく広がっていくような形になっていく。したがって、形式上は国税という形で、まさに言葉としては再配分をするような形をとらせていただきましたけれども。

しかし、これは、大きく考えますと、地方税の偏在是正をするために新たにつくった税であるということ、そういう税の創設目的と、それから、徴収のやり方も、現実に地方税である都道府県の法人事業税と賦課徴収する形で、一体としてこういうふうに納めていただくということからして、実質的に我々は地方の税源そのものであるというふうに考えております。

『改正地方税制詳解』（平成20年 財団法人地方財務協会）

また、地方法人特別税は、国が課税権を有するため、地方税ではなく国税である。しかし、都道府県税である法人事業税の一部を分離し創設される税であること、地方税収の偏在を是正するため税収を都道府県に一定の基準で還元する目的で創設される税であること、都道府県が引き続き法人事業税と併せて賦課徴収する税であること、これに伴い、新たな法律案では国税に適用される国税通則法を適用しないことにしている他、国税徴収法の適用に当たっては地方税とみなすなどとしていることから、実質的に地方の税源と考えられるものである。

森林環境税・譲与税(仮称)(案)

1. 森林環境税(仮称)の創設 [平成36年度から課税] 2. 森林環境譲与税(仮称)の創設 [平成31年度から譲与]

納税義務者等: 国内に住所を有する個人に対して

課する国税

税率: 1,000円(年額)

賦課徴収: 市町村が個人住民税と併せて

賦課徴収

国への払込み: 都道府県を經由して全額を国の

譲与税特別会計に払込み

その他: 個人住民税に準じて非課税の範囲、

減免、納付・納入、罰則等に関して

所要の措置

譲与総額: 森林環境税(仮称)の収入額(全額)に相当する額

譲与団体: 市町村及び都道府県

使途:

(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や

普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準:

(市町村) 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、

林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使途の公表: インターネットの利用等の方法により公表

3. 制度創設時の経過措置

- 平成35年度までの間における譲与財源は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定しつつ、借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

地方財政審議会における地方譲与税に関する整理(平成25年、29年)

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

(1) 地方税・地方譲与税及び地方交付税それぞれの役割分担

地方譲与税は、その経緯や課税技術上の理由、賦課徴収の便宜等から、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムである。

地方財政審議会「森林吸収源対策税制に関する検討会」報告書(平成29年11月)(抄)

3. 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計

(1) 基本的な枠組み

(国税としての課税と地方譲与税の仕組み)

国税として得られた税収を地方団体に帰属させる手法としては、理論上、国庫補助金や地方交付税の仕組みを活用することもあり得るが、地方財源としての性格を明確にしつつ、地方団体が、事業実施箇所の選定や実施手法等について現場でのニーズに応じて裁量を持てるようにすること、また、確実に森林整備等の財源に充てるために用途を定めることのできる仕組みとして、既存の地方譲与税(注)の制度を活用することが適当であると考えられる。

なお、地方譲与税は、客観的な指標によって譲与額の算定が行われるため、予見可能性が高く、地方団体が中長期的に計画的な事業に取り組みやすく、森林整備等に必要な人材の安定的な雇用等にもつながりやすいという利点も有する仕組みである。

(注) 本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して、客観的基準により、譲与するもの。平成29年度現在、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税、地方法人特別譲与税がある。

(2) 森林環境税(仮称)の制度設計

(譲与税特別会計への払込み)

市町村が賦課徴収した森林環境税(仮称)は、地方の固有財源であることを明確にするため、その全額を、一般会計を経由せずに譲与税特別会計に払い込むことが適当である。他の地方譲与税についても、その原資となる国税の収入については、いずれも一般会計を経由せずに譲与税特別会計に払い込まれており、これと同様の取扱いをするものである。なお、森林環境税(仮称)として市町村に納付された額を譲与税特別会計に払い込むに当たっては、国・地方を通じた事務負担を考えると、市町村が一旦都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込むことが合理的であると考えられる。

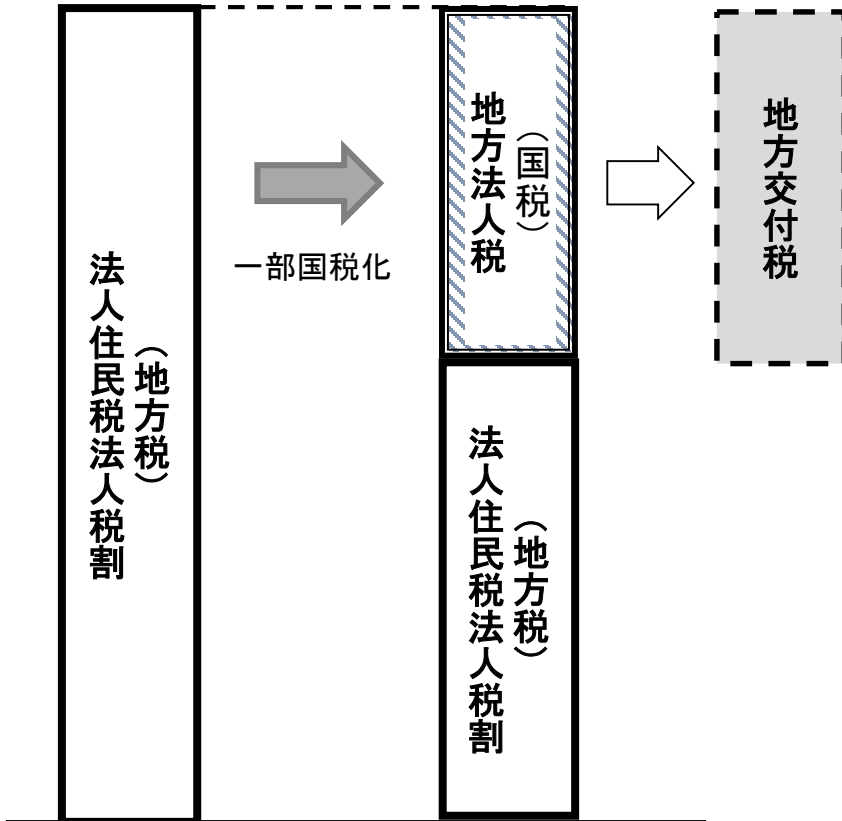
地方法人税(法人住民税法人税割の交付税原資化)の概要

○地方法人税

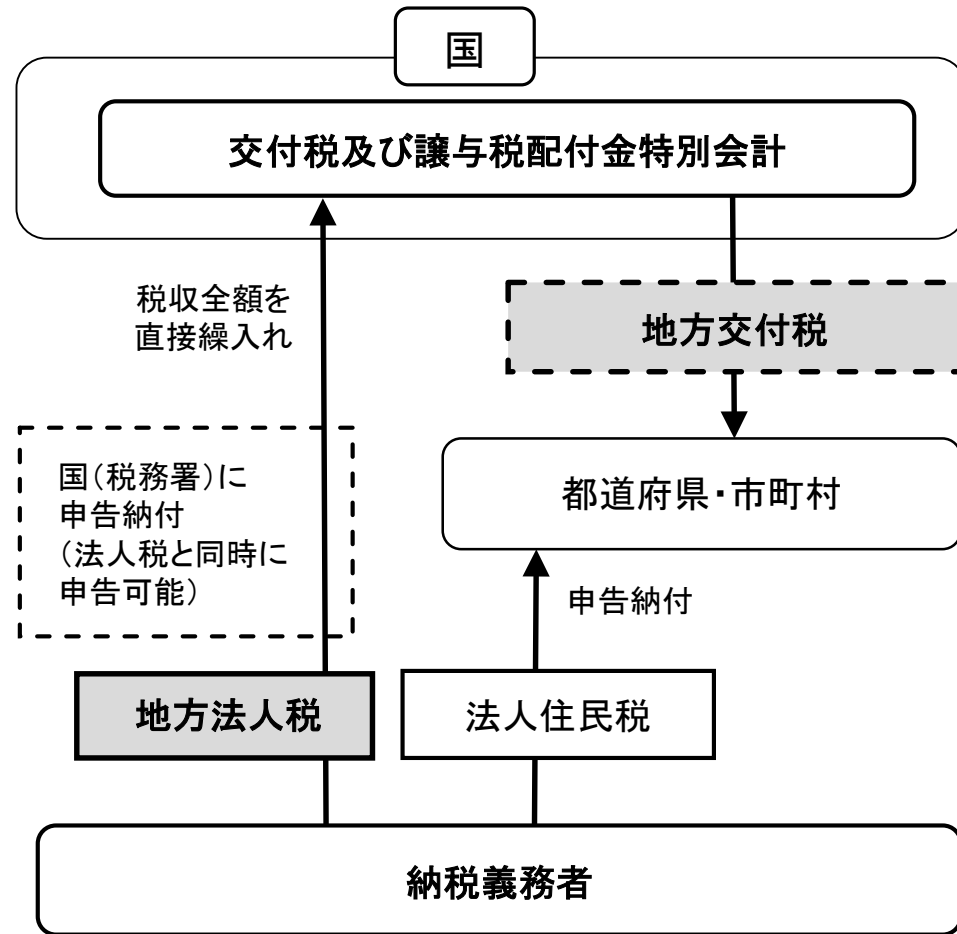
趣旨・目的	地方交付税の財源を確保するため
課税主体	国
納税義務者	法人(法人税の納税義務者)
課税対象	基準法人税額(法人税の確定申告書を提出すべき法人の各事業年度の所得に対する法人税の額 等)
課税方式	申告納付
課税標準及び税率	課税標準法人税額(基準法人税額)、4.4%

- 法人住民税法人税割の交付税原資化では、新たに創設した地方法人税について、課税ベースを法人税に合わせることにより、納税者は法人税と同時に申告納付し、国が賦課徴収する仕組み。

<地方法人課税の交付税原資化>



<申告納付、交付等の流れ>



地方法人税(交付税原資化)の位置付け(地方の税財源としての性格)

衆議院予算委員会第二分科会 平成26年2月26日 新藤総務大臣答弁

今回の税制改正は、税制抜本改革法の規定を踏まえて、地方消費税の充実によって地域間の財政力格差の縮小を図る、地域間の財政力格差が拡大してはならない、こういう観点から、偏在性の大きい法人住民税の法人税割の一部を地方法人税として国税化をする、国税化はしますが、その税込額は地方交付税の原資に繰り入れる、全額地方のために使う、こういうふうになっているわけでありまして。

法人住民税の国税化は、地方消費税の税率引き上げにより地方の税財源が拡大する中で行うものでありますから、そして、国税化された税込額は地方の固有財源として交付税に使われるわけでありまして、逆に、地方の貴重な税財源の充実になっていく。それは、財政力の弱い自治体にとっては財政運営の自主性と自律性が高まるという意味においては、その部分においての地方分権というのは逆に自律性が高まるんだ、このように私は理解をしております。

地方財政審議会「地方法人課税のあり方等に関する検討会」報告書(平成25年11月)(抄)

5 税制抜本改革法に基づく地方法人課税のあり方等に関する抜本的な見直しについて

(4) 具体的な対応策

(略)

したがって、当検討会としては、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定(「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」)に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引き上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべきであると考えている。(略)

この場合、法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税の原資に国税化された額の全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはないことに留意する必要がある。(略)

交付税及び譲与税配付金特別会計への直接の払込みについて

地方交付税原資

【国徴収】

所得税 : 33.1%
法人税 : 33.1%
酒 税 : 50%
消費税 : 22.3%

【国徴収】

地方法人税 : 全額

地方譲与税財源

【国徴収】

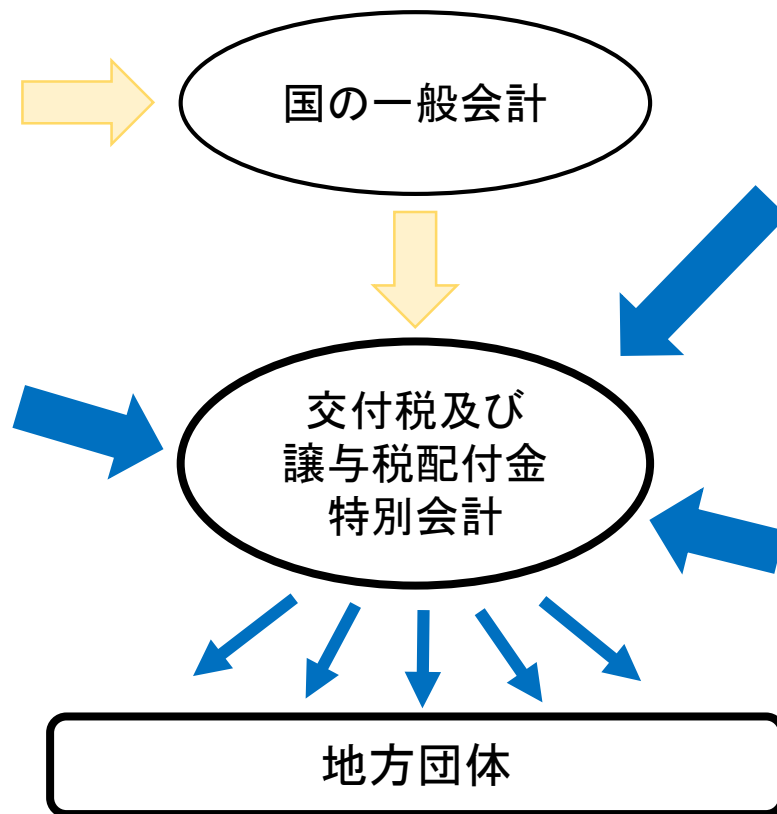
地方揮発油税 : 全額
特別とん税 : 全額
石油ガス税 : 1/2
自動車重量税 : 1/3(※1)
航空機燃料税 : 2/13(※2)

(※1) 当分の間、407/1000

(※2) 平成31年度まで2/9

【地方徴収】

地方法人特別税 : 全額
森林環境税(仮称) : 全額



平成30年3月2日 参議院予算委員会 野田総務大臣答弁 (抄)

地方税の充実と併せて、補完的に偏在を是正する観点から、地方譲与税や地方交付税の原資とするために地方法人特別税や地方法人税を国税とする仕組みを取り入れてきたところですが、この仕組みにおいては、税金は交付税及び譲与税配付金特別会計に直入して、そして全額を譲与、交付することで地方の固有の財源であることを明確にしているところです。

(参考)

その他の地方譲与税の概要

地方揮発油譲与税の概要

1 創設年度	昭和30年度
2 譲与総額	地方揮発油税収入額の全額
3 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
4 譲与基準	<p>○都道府県・指定市（譲与額の100分の58に相当する額）</p> <p>1/2 各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長</p> <p>1/2 各都道府県及び指定市の区域内に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積</p> <p>○市町村（譲与額の100分の42に相当する額）</p> <p>1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の延長</p> <p>1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の面積</p> <p>（注1）都道府県・指定市分について、地方交付税の財源超過団体は、地方揮発油譲与税（都道府県・指定市分）の譲与額の一定割合（前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2と当該団体の譲与額の3分の2のいずれか少ない額）を制限する制度あり。</p> <p>（注2）譲与基準について、人口、道路の種類・幅員等による補正あり（昼間人口が多い団体は別途補正）。</p>
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,514億円（平成30年度地財計画額）

（参考）地方揮発油税の概要

1 課税物件	揮発油
2 納税義務者	①揮発油の製造者 ②揮発油保税地域から引き取る者
3 課税標準	揮発油の製造場から移出した揮発油又は保税地域から引き取る揮発油の数量
4 税率	揮発油1キロリットルにつき5,200円（本則4,400円）
5 税収	2,493億円（平成30年度予算額）

特別とん譲与税の概要

1 創設年度	昭和32年度
2 譲与総額	特別とん税収入額の全額
3 譲与団体 (団体数はH29年度)	開港※所在市町村：179団体
4 譲与基準	開港※への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	9・3月
7 譲与額	125億円（平成30年度地財計画額）

(参考) 特別とん税の概要

1 課税物件	外国貿易船の開港への入港
2 納税義務者	外国貿易船の船長
3 課税標準	外国貿易船の純トン数
4 税率	開港※への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに20円 開港※ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに60円
5 税収	125億円（平成30年度予算額）

※ 「開港」とは、一年を通じて輸出入の実績があり、かつ、外国貿易船の出入港があること等の要件を満たす港。

石油ガス譲与税の概要

1 創設年度	昭和40年度
2 譲与総額	石油ガス税収入額の2分の1
3 譲与団体	全都道府県及び全指定市
4 譲与基準	1/2 都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 都道府県及び指定市の区域に存する一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 (注) 交通量等に応じた補正あり(普通交付税の算定に用いる道路橋りょう費の測定単位当たりの補正率を使用)。
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	80億円(平成30年度地財計画額)

(参考) 石油ガス税の概要

1 課税物件	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガス
2 納税義務者	①石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんする者 ②石油ガスを保税地域から引き取る者
3 課税標準	石油ガス充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る石油ガスの重量
4 税率	石油ガス1キログラムにつき17.5円
5 税収	160億円(平成30年度予算額)

自動車重量譲与税の概要

1 創設年度	昭和46年度
2 譲与総額	自動車重量税収入額の1/3（当分の間407/1000）
3 譲与団体	全市町村（特別区を含む）
4 譲与基準	1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の延長 1/2 各市町村の区域内に存する市町村道の面積 (注) 人口、道路の種類・幅員等による補正あり(昼間人口が多い団体は別途補正)。
5 使途	条件・制限無し
6 譲与時期	6・11・3月
7 譲与額	2,675億円（平成30年度地財計画額）

(参考) 自動車重量税の概要

1 課税物件	検査自動車及び届出軽自動車
2 納税義務者	自動車検査証の交付等を受ける者及び車両番号の指定を受ける者
3 課税標準	検査自動車及び届出自動車の数量
4 税率	自動車により異なる（例：乗用自動車自家用(3年) 12,300円/0.5t）
5 税収	6,661億円（平成30年度予算額）

航空機燃料譲与税の概要

1 創設年度	昭和47年度
2 譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13（平成23～31年度 2/13 → 2/9）
3 譲与団体 (団体数はH29年度)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：123団体
4 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 市町村：譲与額の4/5 着陸料割 1/2 騒音世帯数割 1/2 (注) 着陸料の収入額、空港の管理の態様、空港の所在、騒音の程度等による補正あり。
5 使途	騒音による障害防止・空港対策等に関する費用
6 譲与時期	9・3月
7 譲与額	149億円（平成30年度地財計画額）

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円（平成23～31年度 26,000円→18,000円）
5 税収	669億円（平成30年度年度予算額）

所得譲与税の概要

1 趣旨・目的	個人の所得課税に係る国から地方団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置
2 時期	平成16年度～平成18年度
3 譲与総額	所得税収入額のうち所得譲与税法に定められた額
4 譲与団体	全都道府県及び全市町村（特別区を含む）
5 譲与基準	平成16、17年度：人口 平成18年度：税源移譲見込額、前年度の税源移譲予定特例交付金額、人口
6 使途	条件・制限無し
7 譲与時期	9月・3月
8 譲与額	4, 249億円(平成16年度)、11, 159億円(平成17年度)、30, 094億円(平成18年度)

（参考）所得税の概要（当時）

1 納税義務者	日本国内に住所又は居所を有する個人等
2 課税標準	総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額
3 税率	10%～37%
4 税収	150, 954億円(平成16年度)、167, 018億円(平成17年度)、170, 635億円(平成18年度)